

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	塵芥処理手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
◇名 称 : 継続のごみ収集 ◇内 容 : 事業所等から排出される可燃性ごみについて有料で収集を実施している。 ◇収集内容: 月～土曜 (毎日収集) ◇収集費用: 36L容器1個 5,400円/月		◇名 称 : 継続のごみ(事業系)収集 ◇内 容 : 燃えるごみを有料で収集を実施している。 ◇収集内容: 週1回～5回 ◇収集費用: 45L袋1個 200円 (月極納付書納付方式とシール方式)	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。
◇名 称 : 臨時のごみ収集 ◇内 容 : 臨時に排出する一般家庭の引越しや事業所等から排出されるごみを有料で収集 ◇収集費用: 軽トラック1台(1t又は2m ³)当たり 家庭系 8,800円、事業系 17,600円		◇名 称 : 臨時のごみ収集 ◇内 容 : 一般家庭や事業所から臨時に排出されるごみを有料で収集 ◇収集費用: 軽トラック1台分当たり 5,000円	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。
◇名 称 : 一般家庭ごみ収集 ◇内 容 : 家庭から排出される生ごみ等を無料で収集		◇名 称 : 一般家庭ごみ収集 ◇内 容 : 家庭から排出されるごみを一定量まで無料で収集、超過分は有料で収集 ◇ 収集費用: ごみ処理券指定枚数を超える1枚につき ◇ 45L袋1個100円、30L袋1個50円	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。
◇名 称 : 粗大ごみ ◇内 容 : 一般家庭から排出される粗大ごみについては電話申込により有料で収集 ◇収集費用: 400円、800円、1,200円、1,600円、2,000円の5段階を設定し、品物により必要な料金分のシールを販売店で購入後、品物に貼り指定場所へ出す。		◇名 称 : 粗大ごみ ◇内 容 : 家庭から排出される粗大ごみを一定量まで無料で収集、超過分は有料で収集 ◇収集費用: ごみ処理券指定枚数を超える1枚につき1点又は45L袋相当分1個 500円	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	家庭用機器収集手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
◇名 称 : 家庭用機器収集手数料 ◇内 容 : 廃家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、市民自らメーカーの指定引取り場所に搬入するか、小売店組合へ収集を申し込む方法を取っている。 ◇手数料 : 収集運搬手数料 家電1台当たり 2,400円 ※リサイクル料金は別途必要		◇名 称 : 特定家庭用機器収集運搬手数料 ◇内 容 : 廃家電4品目で家電小売店等に引取義務のないものについては、町が業者へ委託して、消費者から家電を収集し、メーカーの指定引き取り場所へ運搬を行っており、その際手数料を徴収する。 ◇手数料 : 収集運搬手数料 家電1台当たり 2,700円 ※リサイクル料金は別途必要	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

堺市・美原町合併協議会の調整内容

専門部会名 環境専門部会

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	死犬猫処理手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。		
現 況			調 整 の 具 体 的 内 容
堺 市		美 原 町	
◇名 称 : 死犬猫処理手数料 ◇内 容 : 犬猫等の死体は委託業者により収集し、専用焼却炉で処理している。手数料は委託業者に徴収委託している。 ◇手数料 : 収集した場合（飼い犬・飼い猫等） 1回当たり 1,900円 持ち込み、飼い主不明の場合 無 料	◇名 称 : 死犬猫処理手数料 ◇内 容 : 犬、猫等の愛がん動物の死体の処理について、手数料を徴収する。 ◇手数料 : 収集及び持ち込み 1体につき 1,500円		当面はそれぞれの制度を存続し、5年以内に新市において調整する。

協定項目	16 使用料・手数料の取扱い	関係項目	し尿処理手数料
調整の内容	当面はそれぞれの制度を存続し、５年以内に新市において調整する。		
現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
堺 市	美 原 町		
◇名 称 : 継続収集 ◇内 容 : 一般家庭及び事業所等から排出されるし尿の収集を有料で実施している。 ◇収集内容: おおむね月２回 ◇収集費用: 定額制 普通便槽１人１月 ２４０円 無臭便槽１人１月 ２４０円 ・ただし、１便槽につき３６０円を加算 簡易水洗式便槽１人１月 ６２０円 従量制 ３０Ｌにつき １８０円 ◇納入方法: 納入通知書による納付制度で、１年分の全期前納一括支払い方式と３ヶ月毎の期別分納支払い方式の併用 ◇名 称 : 臨時収集 ◇内 容 : 便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合、有料で収集 ◇収集費用: 基本手数料 １回 １, ２００円 ３００Ｌまでごと １, ８００円 ◇名 称 : 浄化槽清掃業許可申請手数料 ◇内 容 : 浄化槽清掃業を営もうとする者は許可を受けなければならない。 ◇申請費用: 浄化槽清掃業許可申請手数料 １業者 １０, ０００円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 １業者 １０, ０００円	◇名 称 : 継続収集 ◇内 容 : 一般家庭から排出されるし尿の収集を有料で実施している。 ◇収集内容: おおむね月２回 ◇収集費用: 定額制 普通便槽１人１月 １２０円 無臭便槽１人１月 ２００円 簡易水洗便槽１人１月 ４００円 ・人員により難しい場合で、かつ、定期的に収集するもの １００Ｌまで ７００円 １００Ｌ以上５０Ｌごとに ３５０円加算 ◇納入方法: くみ取り券方式 ◇名 称 : 臨時収集 ◇内 容 : 便所の改造廃止等により臨時的に収集が必要な場合、有料で収集 ◇収集費用: 基本手数料 １回 １, ５００円 従量加算額 １００Ｌまで ７００円 １００Ｌ以上５０Ｌごとに ３５０円加算 ◇名 称 : 浄化槽清掃業許可申請手数料 ◇内 容 : 浄化槽清掃業を営もうとする者は許可を受けなければならない。 ◇申請費用: 浄化槽清掃業許可申請手数料 １業者 ４, ０００円 浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 １業者 ２, ０００円	当面はそれぞれの制度を存続し、５年以内に新市において調整する。 <	